

配付資料一覧

資料 1	吹田市公立保育所民営化庁内検討会議委員名簿・・・・・・・・	1
資料 2	吹田市公立保育所民営化庁内検討会議設置要領・・・・・・・・	3
資料 3	吹田市公立保育所民営化庁内検討会議の会議の傍聴に関する 事務取扱要領・・・・・・・・	5
資料 4	吹田市公立保育所民営化外部アドバイザー会議設置要領・・	7
資料 5	組織図及びスケジュール（予定）・・・・・・・・	9
資料 6	吹田市公立保育所民営化の経過等・・・・・・・・	11
資料 7	公立保育所のアウトソーシングの推進について・・・・・・・・	13
資料 8	吹田市アウトソーシング推進計画（抜粋）・・・・・・・・	15
資料 9	公立保育所民営化の状況・・・・・・・・	21
資料 10	大阪府民営化の状況（政令市・中核市を除く）・・・・・・・・	23
資料 11	吹田市内保育所の状況・・・・・・・・	25
資料 12	吹田市公立保育所民営化実施計画案・・・・・・・・	33

吹田市公立保育所民営化庁内検討会議委員名簿

区 分	役職	氏名
委員長	副市長	山中 久徳
副委員長	こども部長	春藤 尚久
委員	総務部長	牧内 章
委員	行政経営部長	門脇 則子
委員	福祉保健部長	安井 修
委員	教育総務部長	原田 勝
委員	学校教育部長	梶谷 尚義

吹田市公立保育所民営化庁内検討会議設置要領

制定 平成25年4月1日

(設置)

第1条 吹田市公立保育所の民営化に関し、必要な事項を検討するため、吹田市公立保育所民営化庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 吹田市公立保育所民営化実施計画案の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、吹田市公立保育所の民営化に関し必要な事項

(構成)

第3条 検討会議は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、前項の検討が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は、別表1に掲げる委員のうち、こども部担当副市長の職にある者をもって、副委員長は、別表1に掲げる委員のうち、こども部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 検討会議の所掌事務の円滑な遂行のため、検討会議に作業部会を置く。

(作業部会の構成)

第7条 作業部会は、別表2に掲げる者及びその他委員長が指定する者をもって構成する。

(作業部会長及び副作業部会長)

第8条 作業部会に作業部会長及び副作業部会長を置き、作業部会長は、別表2に掲げる者のうち、こども育成室長の職にある者をもって、副作業部会長は、別表2に掲げる者のうちから、作業部会長の指名する者をもって充てる。

- 2 作業部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副作業部会長は、作業部会長を補佐し、作業部会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 作業部会長は、作業部会の会議の議長となる。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第9条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 検討会議の庶務は、こども部こども育成室保育幼稚園課において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、検討会議の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

別表1

副市長	こども部長	総務部長	行政経営部長
福祉保健部長	教育総務部長	学校教育部長	

別表2

こども育成室長	人事室長	行政経営部総括参事	子育て支援室長
地域福祉室長	教育政策室長	子育て支援室参事	保育幼稚園課長
こども育成室参事 (事業担当)	こども育成室参事 (入園担当)	こども育成室参事 (政策担当)	公立保育園長

吹田市公立保育所民営化庁内検討会議の会議の傍聴に関する事務取扱要領

制定 平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市公立保育所民営化庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、その傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の許可)

第2条 会議の傍聴は、原則としてこれを認めるものとする。ただし、会議が次の各号に該当するときは傍聴を認めないことができる。

- (1) 会議において、吹田市情報公開条例（平成14年条例第10号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合。
- (2) 会議の傍聴を認めることにより、公正かつ円滑な議事運営に著しく支障が生じると認められる場合。

2 前項ただし書きの規定は、庁内検討会議の委員長（以下「委員長」という。）が庁内検討会議に諮って決定するものとする。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴者の定員は、原則として10人とする。ただし、会場に10席の傍聴席を設ける余地がない場合については、傍聴者数を制限することができる。

2 前項につき、報道関係者及び吹田市議会議員は別枠とする。

(傍聴の手続き)

第4条 傍聴の手続きは、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 傍聴の受付は、原則として会議の開催時刻の15分前から開催時刻まで行う。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴希望者受付票に記入しなければならない。
- (3) 会議を傍聴しようとする者が、会議の開催時刻に定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。この場合、抽選は会議の開催時刻に公開で行うものとし、抽選により当選したものが抽選場所にいない場合は、その当選は無効とする。
- (4) 前各号の規定は、報道関係者及び吹田市議会議員には適用しない。

(傍聴する事が出来ない者)

第5条 次の各号に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯び、他人に迷惑を及ぼすと認められる者。
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持する者。
- (3) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持する者。

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し意見を述べ、又は拍手その他の方法により可否の意思を表明しないこと。
- (2) 会議の秩序を乱す行為をしないこと。
- (3) 会議に対し示威行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となる行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音の禁止)

第7条 傍聴者は会議を撮影、又は録音をしてはならない。ただし、委員長の許可を得たときはこの限りでない。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者は、第2条第2項に基づく決定があったとき、又は退場を命じられたときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴者がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項が生じたときは、委員長が庁内検討会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

吹田市公立保育所民営化外部アドバイザー会議設置要領

制定 平成25年4月1日

(設置)

第1条 吹田市公立保育所民営化庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）における検討事項について、外部有識者等から意見を聴取するため、吹田市公立保育所民営化外部アドバイザー会議（以下「外部アドバイザー会議」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 外部アドバイザー会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 庁内検討会議において検討している事項に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、吹田市公立保育所の民営化に関し必要な事項

(構成)

第3条 外部アドバイザー会議は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・教育関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が適当と認めるもの

3 委員の選任期間は、選任の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

4 委員は、再度選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 外部アドバイザー会議に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 外部アドバイザー会議の会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、外部アドバイザー会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第6条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 外部アドバイザー会議の庶務は、こども部こども育成室保育幼稚園課において処理する。

(委任)

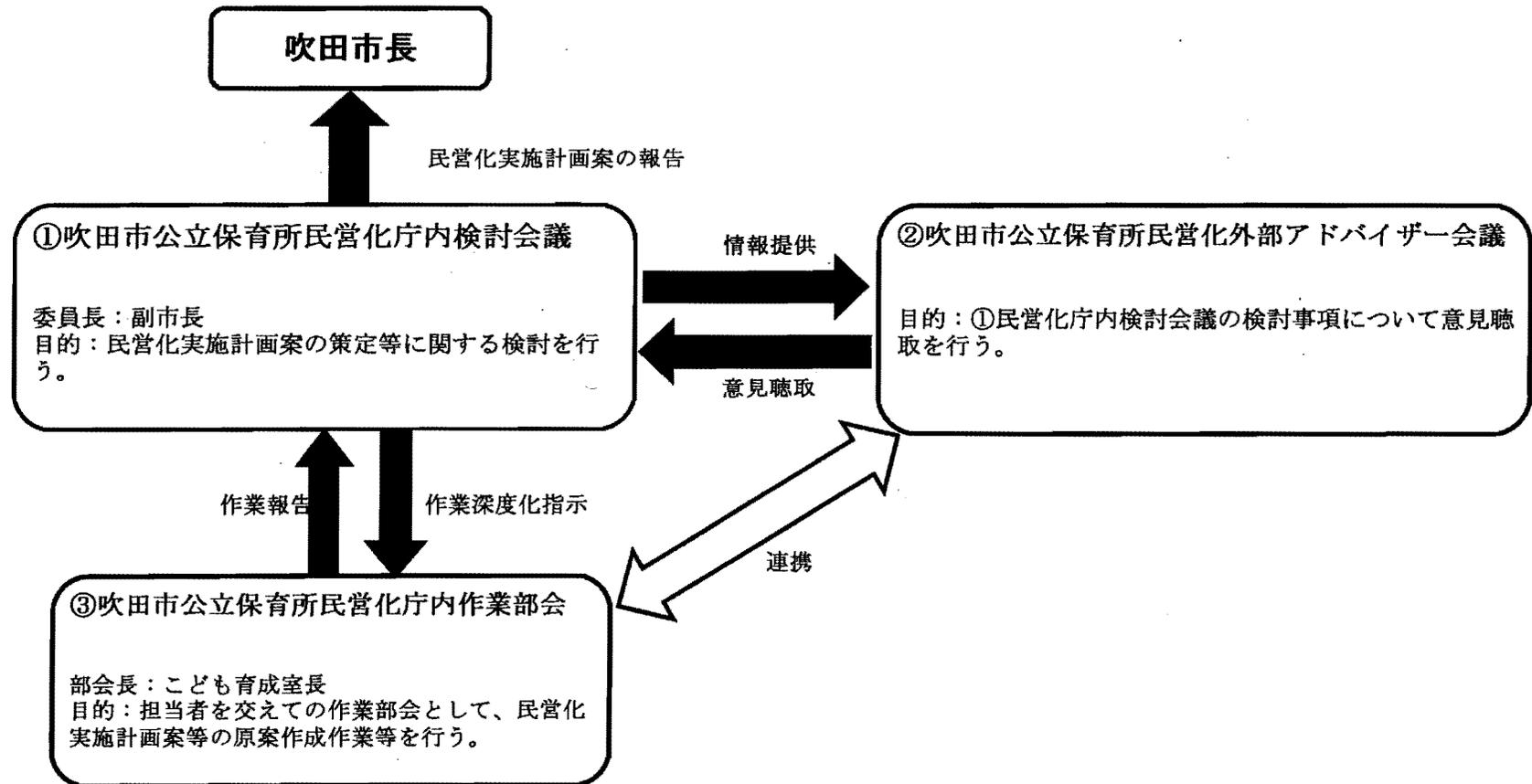
第8条 この要領に定めるもののほか、外部アドバイザー会議の構成及び運営に関し必要な事項は、こども部長が定める。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

組織図 及び スケジュール (予定)

1 公立保育所民営化検討会議組織図



2 公立保育所民営化検討スケジュール（予定）

	平成25年度 (2013年度)						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～3月
①公立保育所民営化庁内検討会議 (4回予定)			●	→	→	→	● 政策会議
②公立保育所民営化外部アドバイザー会議 (4回予定)			●	→	→	→	●
③公立保育所民営化庁内作業部会			●	→	→	→	●
※民営化予定園への対応							● 保護者説明会等
事務局（保育幼稚園課）	●	→	→	→	→	→	→

吹田市公立保育所民営化の経過等

- 1 平成23年5月16日 井上市長就任。同日、「財政非常事態宣言」をおこない、今後は「借金と貯金取崩しに頼って予算を組む」という「赤字体質」から抜け出し、「収入に合わせて支出を組む」財政規律を基本に、抜本的な行政改革に取り組む姿勢を明らかにしました。
- 2 平成23年6月10日 政策課題「3つの維新」策定。市として取り組む政策課題を「3つの維新」（「行政の維新」「地元経済の維新」「教育の維新」）としてまとめました。その中でも赤字体質からの脱却と柔軟な財政構造の確立を目指すための最優先課題として、「行政の維新」に掲げる一連の抜本的な行政改革を「行政の維新プロジェクト」と位置づけました。
- 3 平成23年8月31日 「行政の維新プロジェクト」改革の工程策定。事業の見直し（民営化の推進）の考え方を示しました。
- 4 平成23年9月23日 事業見直し会議において「公立保育所の運營業務」の議論がされました。保育所運営については民間の力を活用することが、可能な分野であり、これまで以上に民間の力を活用することも必要と考えるところの考えのもと、「公立保育所の一部民営化を推進する。平成30年度までに5施設程度を民営化する。」と結果が出ました。
- 5 平成23年11月18日 政策会議において、公立保育所のアウトソーシング推進について議論され、「公立保育所のアウトソーシング推進に取り組む」との意思決定を行いました。

資料 7

- 6 平成24年2月10日 行政改革推進本部において、平成23年8月に策定された「行政の維新プロジェクト」改革の工程に基づいた平成30年度までの取り組み方策として「吹田市のアウトソーシング計画」を策定しました。

資料 8

- 7 平成24年6月18日 外部委員による「吹田市公立保育所のあり方懇談会」を開催しました。合計7回の会議開催後、公立保育所のあり方懇談会報告書を作成しました。

参考資料（別添）

- 8 平成 25 年 3 月 吹田市就学前の子どもの教育・保育に関する将来ビジョンを策定しました。
- 9 平成 25 年度 公立保育所民営化庁内検討会議、公立保育所民営化外部アドバイザー会議、民営化園選定後保護者説明会（予定）
- 10 平成 26 年度 事業者選定委員会、三者懇談会（予定）
- 11 平成 27 年度 合同保育（予定）
- 12 平成 28 年度 事業者移管、引継ぎ保育（予定）
- 13 平成 29 年度 2 園目、3 園目の事業者移管（予定）
- 14 平成 30 年度 4 園目、5 園目の事業者移管（予定）

公立保育所のアウトソーシングの推進について

1 方向性

公立保育所のアウトソーシングに取り組みます。

(平成 30 年度までに概ね 5 園程度)

2 実施時期

平成 24 年度に外部委員による懇談会を設置し、アウトソーシングすることによって解決すべき課題や、市としての将来ビジョンを示します。保護者説明会や事業者の公募、事業の引継ぎなどを経て、平成 28 年度よりアウトソーシングを開始します。

3 実施に向けた課題

- (1) 保育サービスの質が確保できるよう、適正な選定基準を設定すること。
- (2) 看護師の配置など、公立保育所と同等の水準を保つために必要な措置。
- (3) 障がい児保育や児童虐待、地域子育て支援など、円滑に事業の引継ぎが行えるような、関係部局との連携。
- (4) 保護者や関係機関への丁寧な説明。
- (5) 当該民営化園を含む、市全体の保育の質の向上。
- (6) アウトソーシングの条件整備として、施設の老朽化対策。
- (7) 国の新制度の動向を踏まえた、関係機関・部局との連携。

吹田市アウトソーシング推進計画（抜粋）

平成 24 年（2012 年）2 月 10 日

1 公共サービスの担い手のあり方 — アウトソーシングの考え方

(1) これまでの公共サービスの担い手についての考え方

公共サービスは、人々の福利に対する公共機関のサービスと説明され、国や地方公共団体が担うものであると、これまでは一般的に理解されてきました。

一方、歴史的には、教育、医療などさまざまな分野の公共サービスが、そのまちに暮らす多様な主体により担われてきました。また、高齢化社会を迎えている現代、特に福祉分野などにおいて、かつては行政により担われてきた公共サービスが、幅広くさまざまな民間団体により担われている状況となっています。さらに、NPOやコミュニティビジネスなど、公共サービスを担う新しい主体が生まれ、多様化する公共サービスへのニーズに効果的な対応が進められているという状況もあります。

(2) これからの公共サービスの担い手についての考え方

市民ニーズが多様化、複雑化する中、すべての公共サービスについて、国や地方公共団体などの公共機関が担うことは、財政、職員数、組織面から限界があります。

国や地方公共団体以外に、ノウハウや技術の蓄積により公共サービスの担い手となる市民や団体が多く存在し、これからも新たに生まれてくることが期待できることを踏まえ、今後の公共サービスのあり方について見直していくことが必要です。

(3) 効果的なアウトソーシング推進のために

アウトソーシングを推進するためには、市民に必要な公共サービスの質と量を確保しつつ、それらをより効率的に提供することを基本に、市民や民間の団体も含め、どのような主体が公共サービスの担い手となることが望ましいのか、幅広く検討することが必要です。

また、民間団体の活用を検討するためには、業務範囲やリスク分担のあり方など、そのサービス提供が民間の視点からビジネスとして成立するかという民間の事業推進能力を考慮する必要があります。同時に、公共サービスの担い手となる団体には、公共サービスの目的や具体的な目標について、市や市民と共通の理解をもつことが求められます。営利団体を担い手とする場合であっても、市や市民と同じ目標に向かって公共サービスを提供する理念や方針が不可欠です。

一方、市民に不可欠である公共サービスの中で、市民や民間の団体では担うことのできないものは、市が直接提供することを基本とします。

幅広い公共サービスの担い手により、市民に必要な公共サービスの質と量が、より効率的に確保できるよう、計画的かつ段階的にアウトソーシングを推進することとします。

2 「行政の維新プロジェクト」とアウトソーシング

(1) 抜本的な行政改革 「行政の維新プロジェクト」

本市では、平成23年(2011年)8月31日に、『行政の維新プロジェクト』改革の工程」を策定し、抜本的な行政改革に最優先で取り組むこととしています。これにより、赤字体質からの脱却と柔軟な財政構造の確立、さらに、持続可能で市民満足度が高い市政の推進を図っています。

(2) 事業の見直し

一連の行政改革の中では、すべての事業について、総点検・見直しをこれまで以上に踏み込んで実施し、事業の選択と集中を図ることにより、市民サービスの質的向上と最適化を目指しています。

事業の見直しについては、おおむね以下の観点から検討を行います。

- ア 事業継続の必要性は薄れていないか → 事業の廃止、縮小
 - イ 事業継続の必要性があるが、アウトソーシングできないか
アウトソーシングが可能な場合
 - (ア) 民間が主体となり事業実施できるか → 民営化
 - (イ) 民間を事業の担い手とできるか → 業務委託、指定管理者制度
- *指定管理者制度とは、体育館など市民が利用するための施設について、その包括的な管理・運営を民間に委ねる手法です。

3 本市の部門別職員数の状況とアウトソーシング

(1) 本市の部門別職員数の状況

ア 全国特例市平均水準との比較 平均水準：特例市平均を本市人口規模へ換算した値

本市の職員数と全国特例市平均水準職員数の比較 一平成22年(2010年)4月総務省定員管理調査—

大部門	吹田市 (A)	全国特例市 平均水準(B)	超過数 (A-B)
議会	17	17	±0
総務	342	384	△42
税務	115	117	△2
民生	642	468	+174
衛生	217	239	△22
労働	6	4	+2
農林水産	6	42	△36
商工	15	40	△25
土木	209	245	△36
教育	459	343	+116
消防	328	377	△49
普通会計計	2356	2276	+80

小部門	吹田市 (A)	特例市 平均(B)	超過数 (A-B)
保育所	351	256	+95
社会福祉施設	90	41	+49
上記以外	201	171	+30

小部門	吹田市 (A)	特例市 平均(B)	超過数 (A-B)
社会教育施設	71	41	+30
保健体育施設	45	13	+32
小学校	111	65	+46
上記以外	232	224	+8

総務省定員管理調査により、平成22年(2010年)4月の本市職員数(普通会計)と全国の特例市の平均水準を比較すると、本市職員数は、全国平均水準を80人上回っている状況です。部門別では、民生部門と教育部門の超過が大きく、他の部門は全国水準と同程度か、やや少ない職員数となっています。

民生、教育の各部門の内訳により、詳細な職員数の状況を精査すると、保育所、社会福祉施設、社会教育施設、保健体育施設、小学校の各施設における職員数が、他市の水準を上回っていることが示されます。なお、小学校部門の職員数は、校務員と給食調理員の人数であり、教員は大阪府教育委員会所属であるため含んでいません。

イ 府内6特例市平均水準との比較

同様に、府内6特例市(岸和田市、豊中市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市)平均水準と比較すると、6特例市を222人超過している状況です。

部門別では、民生部門と教育部門の超過が大きいことは同様ですが、総務、消防部門など全国特例市の平均水準以下の部門も、府内6特例市平均水準と比較すると超過しています。

一方、衛生部門はごみ収集委託率が高いことなど、農林水産部門については当該産業の比重が小さいことなどから、府内6特例市平均水準と比較しても職員数が少ない部門となっています。

大部門	吹田市 (A)	府内6特 例市平均 水準(B)	超過数 (A-B)
議 会	17	15	+ 2
総 務	342	309	+ 33
税 務	115	99	+ 16
民 生	642	503	+ 139
衛 生	217	284	△ 67
労 働	6	3	+ 3
農林水産	6	14	△ 8
商 工	15	13	+ 2
土 木	209	226	△ 17
教 育	459	349	+ 110
消 防	328	319	+ 9
普通会計計	2356	2134	+ 222

(2) アウトソーシング推進の方向性

民生、教育の部門の各施設は、市民サービスの最前線として重要な公共サービスを担う部門であるとともに、さまざまな団体が公共サービスの担い手となることが考えられる部門でもあります。

民生、教育部門について特に本市の職員数が多い現状を踏まえ、まず、重点的にアウトソーシングを進めることとします。

さらに、本計画期間中に幅広い分野において、公共サービスの担い手について検討し、アウトソーシングの推進を図ります。

4 計画の概要

(1) 期間

吹田市アウトソーシング推進計画は、平成24年度（2012年度）～平成30年度（2018年度）を計画期間とします。

(2) 進捗状況の公表

毎年度、吹田市アウトソーシング推進計画の進捗状況について、市ホームページ等で公表します。

(3) 計画対象業務

<対象業務>	<アウトソーシングの手法>	<所管部>
【1】 保育所運営業務	民営化	児童部
【2】 地域包括支援センター業務	業務委託	福祉保健部
【3】 生活介護施設運営業務	業務委託	福祉保健部
【4】 市営住宅管理業務	指定管理者制度	都市整備部
【5】 小・中学校 校務員業務	業務委託	学校教育部
【6】 小学校 給食調理業務	業務委託	学校教育部
【7】 図書館窓口等運営業務	業務委託	地域教育部
【8】 子育て青少年拠点夢つながり 未来館管理運営業務	指定管理者制度	地域教育部、 児童部
【9】 自然体験交流センター 管理運営業務	指定管理者制度	地域教育部
【10】 市民体育館管理運営業務	指定管理者制度	体育振興部

上記以外に、公園管理業務、市立幼稚園運営業務について、アウトソーシングの検討を進めています。また、ごみ収集業務については、本市の委託率が90%であることを踏まえ、費用対効果も含め検討します。

5 業務別のアウトソーシング推進計画

アウトソーシング推進計画個票

【1】

業務名	保育所運営業務	手法	民営化					
所管	児童部 子育て支援室 保育課							
内容	<p>市内18園の公立保育園のうち、平成30年度までに概ね5園程度について民営化する。 平成24年度に外部委員による「(仮称)公立保育所のあり方懇談会」を開催し、「今後の公立保育所のあり方」について意見を求める。 いただいた意見を参考として、民営化に向けて準備を進める。</p>							
効果・目標	民間活力の導入により、長期にわたり安定的な保育を実施する。また、増大する多様な保育ニーズにこたえていく。							
年次計画	内容	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	民営化の実施準備	→						
	引継保育の実施				⇨ 1園	⇨ 2園	⇨ 2園	
	民営化の実施					➡ 1園	➡ 2園	➡ 2園
	配置職員減少見込数 (人)					△16	△32	△32

※ 配置職員減少見込数は、アウトソーシング対象業務に従事する正規職員(再任用、非常勤、臨時雇用員を除く)の減少見込人数です。

アウトソーシング推進計画個票

【2】

業務名	地域包括支援センター業務	手法	業務委託					
所管	福祉保健部 地域福祉室 総合福祉会館							
内容	<p>市内6か所の地域包括支援センターはこれまですべて直営であったが、委託によるセンターを平成24年10月に7か所、平成27、28年度に各1か所を新たに設置する。 また、直営のセンターについて、今後の運営のあり方を検討する。</p>							
効果・目標	委託法人の地域での経験を生かし地域の高齢者の状況が把握できる。また、専門職の確保が可能となり、住み慣れた地域での継続した生活を支援することができる。							
年次計画	内容	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	委託先の選考等の準備	⇨						
	業務委託の導入	➡ 7か所			➡ 1か所	➡ 1か所		
	配置職員減少見込数 (人)	△5			△3	△3		
	直営部分への委託導入		→ 委託施設の検証					



公立保育所民営化の状況

1 大阪府内公立保育所民営化等の状況（平成13年度以降）

	形態	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
府内各市 (下記市 除く)	民設民営	2	4	4	7	6	8	9	8	11	10	5	5	79
	指定管理者							1	1					2
大阪市	指定管理者				3	4	4	5	5		6	8	9	44
堺市	民設民営	2	2		2	3	2	3	1	1	1	1	1	19
東大阪市	指定管理者			1										1
高槻市	民設民営			1										1
合計		4	6	6	12	13	14	18	15	12	17	14	15	146

(参考) 全国の公私別保育所数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公立	11,603	11,328	11,008	10,766	-	-
私立	11,245	11,581	11,917	12,302	-	-
合計	22,848	22,909	22,925	23,068	23,385	23,711

(参考) 大阪府内の公私別保育所数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
公立	451	442	426	410	402	393
私立	710	721	746	791	815	843
合計	1,161	1,163	1,172	1,201	1,217	1,236

注：平成23年度からは公私別の統計なし。

2 近隣各市の公立保育所民営化の実施状況と今後の予定

	高槻市	豊中市	茨木市	箕面市	池田市	摂津市
公立保育所箇所数	14園	19園	10園	5園	6園	4園
民営化開始年月日	平成15年4月1日 (2003年)	平成17年4月1日 (2005年)	平成19年4月1日 (2007年)	平成19年4月1日 (2007年)	平成13年4月1日 (2001年)	平成16年4月1日 (2004年)
民営化実施箇所数	1園	8園	8園	2園	4園	1園
実施年度、箇所数	平成15年度1園 (2003年度)	平成17年度3園 (2005年度) 平成18年度3園 (2006年度) 平成19年度2園 (2007年度)	平成19年度2園 (2007年度) 平成20年度2園 (2008年度) 平成21年度2園 (2009年度) 平成22年度2園 (2010年度)	平成19年度1園 (2007年度) 平成20年度1園 (2008年度)	平成13年度2園 (2001年度) 平成16年度1園 (2004年度) 平成17年度1園 (2005年度)	平成16年度1園 (2004年度)
今後 民営化実施予定箇所数	未定	未定	5園	2園	1園	未定

平成25年4月1日現在